

百八十五件といふ、うな相当の数につておる。この傾向はます／＼増大するものと思う。しかしながら單に麻薬違反というだけなく、現在大麻などにつきまして非常に農民の側から対する取締りのやり方に対する不满が出ておる。かつた現在の取締官自身でも、まるきりアロハ型のあんちやんのような形でやつて来る、しかもこれは小型の武器までも携帯させる。というふうにして、日本がかつて軍国主義時代には軍人が一番あれであつたが、今日では警察国家的になつて来てゐる。こういうふうな状態で、一つの麻薬を取締るだけでも相当そつた取締官を置いて、そつとして殺伐なやり方でこれを検査するといふふうなことが行われておる。この取締官の事務所が設立されることによつて、さらにはまた明年は人員も増大される危険もある。従つて私たちもこういうふうな方法に対しても賛成するわけには行かぬのであります。この点からこの法案に反対しては反対するのであります。

きまして、麻薬あるいはその他劇薬の取締りに関するものであります。ところの考え方、いわゆる用意周到なる考え方をしていかつた。すなまちわれくは負けたということによつて無氣力だということをありのままに表現しておる。今度われくが日本再建ということを頭に置いた場合、そういうものの整理をして、少くともわれわれが文化国民として、これに対する取締りのあり方を、文化国いわゆる先進国に努らぬような姿にするといふのがわれく国民の責務であると考えるのであります。ことに戦争後において爆発物あるいは厭惡物といふものは非常に危険のうちにさらされておるのであります。かようなものの取締法あるいは輸出入関係における取締り、これに対するは当然われく文化国民として取締ることが必然的に起る現象として考えらるべき問題だと思うのであります。ことにわれくがここに賛成せんとするものは次に述べたいと思いますが、そのおもなるものは、その内容を検討いたしますと、通商貿易の伸展に応じて検疫事務の迅速な処理をはかるために、検疫所の支所及び出張所を設けること、それからただいま言つた麻薬等の取締り事務を円滑にするために、全国八箇所に麻薬取締りの事務所を設けるということになります。かようなことは私たちが当然行うべき問題であつて、今までなおざりにしていたということは、われくは国民の前に相済まぬのでありますから、今おさまきながらもかよなことが一部改正法案として提案になりましたことは、私たちいたしましては衷心より賛成の意を表する次第でございます。

○江花委員長代理　これまでの討論は終局いたしました。
これより採決に入ります。本案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○江花委員長代理　起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

ながこつを要することとござりまするで、審理官を任命して即日に公聴会を開催せらるるということができませんので、ある程度の訓練期間と申しますが、仕事にならざせる間だけは、事務官が重要なとおもふる事項についておこなつたわけございません。したてこの規定がなければ、審議会の委員がやれるのだといふ道を開いておこなつたわけございません。そこでこの規定がなければ、事案が重要であるとかないとかいうことの認定をやりまして適当に運用するところござりますけれども、先ほど御指摘になりましたように、事案が重要である場合においてこうなつておりますから、軽微な場合は初めから審理官にやらせる、十六條を厳密に読みますと、そういうふうになりますので、なれるまでは、軽微な事項でも審議会の委員でやるという道を開いておいた方が万全であろう、こういうわけであります。

○菅木(正)委員 十六條の二の方の、事案が特に重要な場合、これは審議会の方でどういうものが重要なとおもふるのをきめるのだろうと思ひますが、重要なかどうかという認定は、どういう基準によつて認定するか、まだどこでできるか、その問題が先ほどお話を附則の方と関連すると思ひます。大体予想されているものとしては、特に重要な事案というのと、そうでないのと、どんなふうなお考えなるものとの例として考えられますか。

○荒木政府委員 個々の事案について審議会が認定するわけでござりますけれども、たとえて申しますと、特に重要なものとに立案されたのでありますか。

業が始まる。それについて国内航空について、二、三の申請書が来る模様であります。が、そのうち一つだけを免許するということがありますので、そちらの免許をするといふ事案は特に重要なものに該当するであろうと思います。それから重要なないものの代表的なものとして考えられるものを考えてみると、たとえば、今度新たに駅の小運送業を免許するといふところにおいて、取扱いトン数が非常に小さい駅で、競争者がなくて、一駅一店現在あります上に、今度新たに申請せられたものが一つしかないといふような場合におきましては、それは事業が特に重要なものに該当しない、こうふうに考えられます。

○青木(正)委員 もう一点承つておきたいのですが、審理官がなれないことでもあるから、当初のうちは、事業の重要でないものも委員でやらせるというお話ですが、審理官は大体現在役所の方の中から相当のエキスパートを任命するのじやないかと思います。大体どういう方を審理官に任命する御予定になつておりますか。

○荒木政府委員 運輸省の職員中から任命いたしますので、相当なエキスパートとなるのがありますけれども、何と申しましても公聴会というものがある程度の活動をやりますので、一応三月三十一日までは委員がやれることになつておりますけれども、来年の三月三十一日を待たないで、相当早く習熟して、一月なり、二月のうちに、この十六條の二の本則にもどれると思します。任命しますのは、十級から十二級の程度の優秀官をこれに充てる、こらうふうに考えております。

○青木(正)委員

○青木(正)委員 これで終りました。
○榎本(義)委員 公聴会の開催状況についての概略をまず御説明願いたいのです。ただいま公聴会といふお話を出ましたが、たとえば公聴会は恒
時性のものであります。たとえば二月一日に開かれた公聴会は、その場で決議されたことはないのです。

۲۷۳

○松本(善)委員 こういうふうに考えておるわけでござります。

に状況判断の根拠等を詳細に書いて、

○松本(答)委員 それから審理官の自
己申述で、この件は、審理官の意見を書くと、これが発表するといふことが望ましいのでございまして、そういう事務をやるスタッフは今まで全然なかつた、こうじうことございます。

た上強な系争關係があるといひました場合、今五田とか、いら話があの辺に

した場合、今日五日とかいう話があつた
が、はたしてそうした場合に、十五日
なる審理がなせるかどうか。今言つて
ようやく十五日以内といふ制限もついて
おる。かういふ意味において、たゞ一

卷之二

○松本(善)委
であります
相なります
たつて審理が
どうか。その

もう一つ尋ねたのが

もう一つ尋ねたいの
そういうような結果に
、現在までに再度にわ
された事案があつたか
うにむずかしい事案が

重を期するなどに適切な措置をとらねばならぬのであるが、付議された事案がどういふものがあるか、それから一年間に何回くらいい開かれておるか、あるいは利害関係者の申請などによつて、東京以外の地方でも開かれることがあつたか、または今後どういう御方針か、お尋ねしたいのであります。

○荒木政府委員 二十五年度の諮問件数を申し上げますと、大体三千件近くになるわけであります。そのうち公聽会を開催いたしましたのが、海運関係で三十四件、民營鉄道関係十八件、通運事業関係につきましては、いわゆる公聽会でなしに聽聞会を開いて、全部聽聞会の形式でやつておるわけであります。速記をとつて行きたいと思つております。速記をとつて行きたいと思つてございますが、御存じのように、速記をとりますと非常に金がかかりますので、要領を筆記いたしておるわけであります。御存じのよう、免許関係の公聽会においては非常に活発な御意見が出まして、業務の免許決定について、いろいろ事実を見つけておると思うのでございますが、まだ何しろ終戦後の新しい試みでございまして、アメリカ等で行われていて、公聽会に対して本人が出ないところまでは、まだわが国ではつづきで、弁護士が出てやつて、そうして公聽会において発言した事実以外に基して判断をしてはいけないといふふうの制度をりつぱな慣行にして行きま

○荒木政府委員 従来の例で申しますと、地方で開催しました場合も多數あるわけでございます。しかし現在におきましては委員がみずから出て公聴会を開いておりますので、旅費その他の制限もございまして、全部地方へ出かける回数が都合通り参つております。審理官が開催するということになりますれば、できるだけ東京まで来てもらわないで、地方で開催できるといふに進めたいと思います。

○荒木政府委員 予算が十分に參りますませんのでひとまず六人の審理官を置く、こうしたことあります。

○松本(舊)委員 それから職員はどういう関係になりますか。

○荒木政府委員 部屋付のいわゆる給仕的な者を入れまして、現在六人おるわけでございますが、ほんとうの事務の方は三人増員になつております。従つて今度の増員は、審理官が六人、事務補佐、書記的な仕事をします者が三人増員になつておるわけでございます。

○松本(舊)委員 それから利害關係人(?)が報告書の誤りについて申立てをすることができるの、報告書の提示を受けた日から十五日以内と制限されておるようではありまするが、そうした場合においては、公聽会の主宰を指名された委員または審理官が、その報告書を作成して審議会に提出するまでには、およそどのくらいの日にもかかることであるか、お伺いしたい。

○荒木政府委員 事案の内容によれば、これができるだけ早く報告書を作成して、利害關係人に提出するということにいたしたいと考えております。五日ぐらいいを目標にしております。

○松本(舊)委員 がせたい、こういうふうに考えておられます。

○松本(新)委員 しかば、こういふしておるか。

○荒木政府委員 審議会にかけられたかどうかといふことをお尋ねしたい。

しまして利害関係人に出すというのには、今度新しくこの法律の改正によつてやうとしまする制度でございまして、今まではそういう例はないでございます。ただ方法としましては、今まではこれに訴願の道が開かれていたわけでございます。この制度ができたから、ことしの六月で二年間になりますけれども、訴願は最近一件出ただけでございます。

○松本(著)委員 しかば、こういうような訴願が、最近ただ一件出たというような事実がわかつておつて考えた場合、こういう問題が将来あるであろうことは、ひとまず予想されるのであります。が、こういうものを設けなければならなかつたという、根本的な理由を簡単にお尋ねいたします。

○荒木政府委員 この審議会で扱います事業は御存じのように事業の統計、不免許でございまして、申請者自身に対しましてはもあるんのこと、一般公衆にも非常に影響するところが多くござりますので、なるべくその審理の經過を公表いたしまして、いわゆるガラス張りの中で審理を進める。そして免許する、免許しないという理由を明らかにいたしますて、一般の人に対する納得してもららう。いわゆる行政の民主化といいますか、そういうことをやること

とが、この運輸審議会制度を設けた趣旨でございまして、その趣旨が、今まで必ずしも十分に行つておりますので、さらにその趣旨を一層進めて行くといふために、この制度を設ける必要がある、こういうふうに考えるわけあります。

○松本(著)委員 以上で終ります。

○河田委員 今度の改正の鉄道公安職員の問題であります。現在鉄道公安職員は大体何名くらいおりまして、そ

してこの職員の前歴ですが、従来の鉄道職員から上つて来た者、あるいは他

から、たとえば警察とかいろいろなところから上つて来た者の、大体の大まかなパーセンテージがおわかりになりましら、お知らせ願いたいと思いま

す。

○荒木政府委員 ちょうど正確な数字を持つて来ておりませんが、専門の公安職員は大体三千をちょっとオーバーしておると思います。その他普通の駅長その他で公安職員を兼務しておるのが、五千ぐらいあるかと思います。これは全部鉄道職員の中から訓練をして採用しますので、外部から、警察官の経歷のある者をとるということではございませんで、現在鉄道の事務に従事しておる者の中から選ぶ、こういうことになります。

○江花委員長代理 御質疑がなければこれより討論に入りますが、討論はいかがいたしましようか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○江花委員長代理 それでは討論はこれを省略いたし、これよりただちに採決に入ります。本案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○江花委員長代理 起立多數。よつて

本案は原案通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決いたしました兩案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江花委員長代理 御異議なければさ

よる決定いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

〔参照〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)に関する報告書

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕